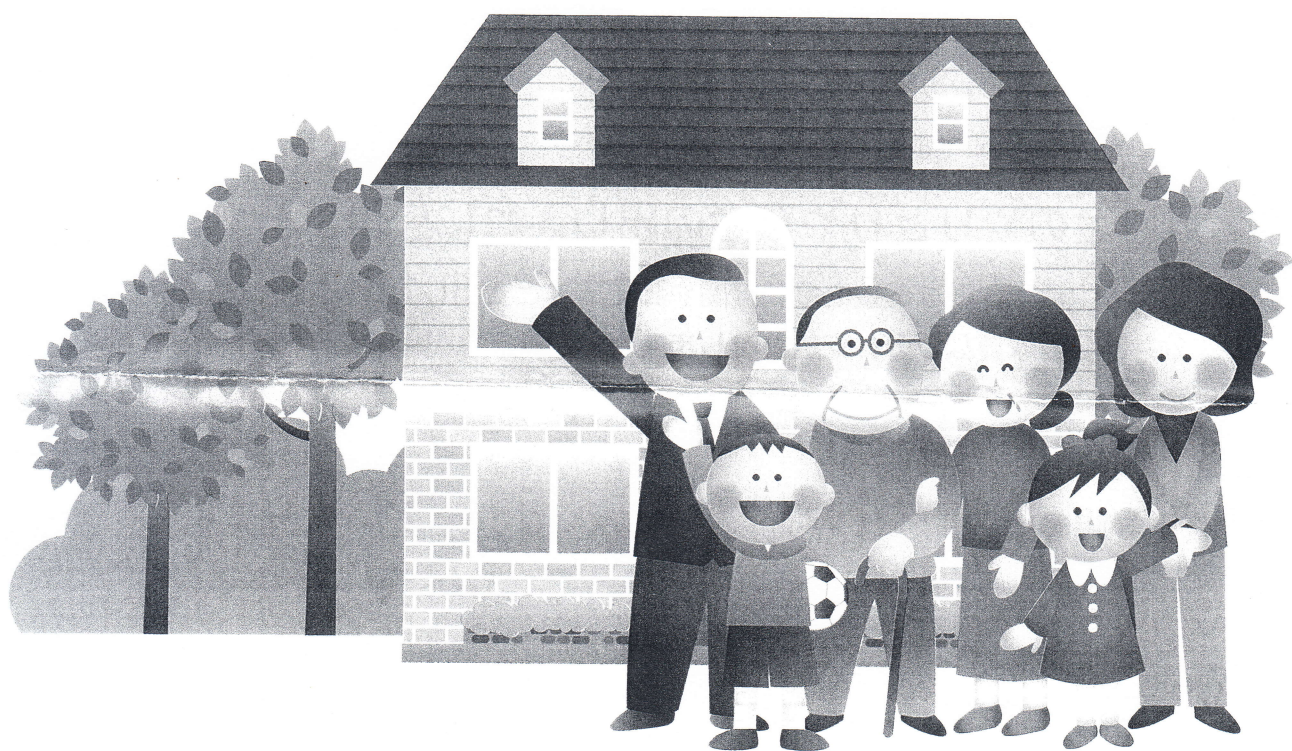


日常生活自立支援事業

自分らしく、住みなれた地域で安心して生活するために
あなたのまちの社会福祉協議会がお手伝いします。



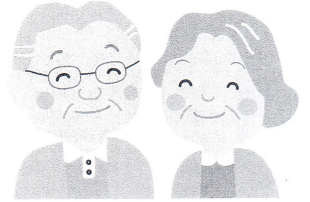
日常生活自立支援事業とは？

介護保険などの福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければいけません。しかし、判断能力に不安があるために、上手に福祉サービスを選ぶことができなかつたり、利用料がきちんと支払えないことがあります。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）とは、そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業です。（社会福祉法で定められ、全国で実施されています。）

ご利用いただける方は？

在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障害者、精神障害者などの方で、本人の利用意思が確認できる方です。家族と一緒に住んでいる方やグループホームやケアハウスなどに住んでいる方も利用できます。



こんな不安にお応えします。

① 介護保険など福祉サービスの利用手続きがわかりません。

福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、わからないことを説明します。そして、利用できるように手続きのお手伝いをします。

また、福祉サービスの苦情の相談を受け、窓口につなぐなど解決のお手伝いをします。

② お金のやりとりや預金の出し入れに自信がありません。

毎日の生活に必要なお金を金融機関や郵便局などで出し入れしたり、電気やガスなどの公共料金や家賃などのお支払いをします。

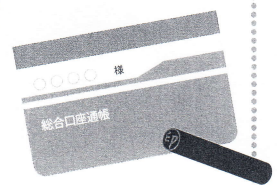
また、送られてくる手紙を確認し、手続きが必要なときはそのお手伝いをします。

③ 通帳や印鑑・年金証書をなくしてしまいます。

通帳や公的書類などの自己管理に不安がある場合に預かることができます。

預かることができるもの

- ・通帳（日常生活費（50万円程度）のものに限ります）
 - ・金融機関の届出印
 - ・年金証書等公的書類
- など



このようなお手伝いはできません。

- 施設に入所したり、病院に入院するときに代わりに契約したり、保証人になること
⇒自分で契約することができないときは成年後見制度のご利用をおすすめします。

また、保証人については、病院や施設などにご相談ください。

- 大きな財産の管理や株券などの価値の変わる書類を預かること

⇒財産管理が必要な場合は弁護士会や司法書士会をご紹介することがあります。

また、大きな財産を家に置いておくことが不安なときは、金融機関の貸金庫を利用することもできます。

相談からお手伝いの開始まで



1 相談

お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。
どなたでも相談いただけます。相談内容についての秘密は守ります。
※相談は無料です。

2 訪問・支援計画策定

日常生活自立支援事業専門員が訪問し、お困りのことや生活の希望などをお聴きします。
そして本人と相談しながらお手伝いの内容を示した支援計画を作ります。

3 契約

お手伝いの内容がよければ、社会福祉協議会と契約を結びます。
※この事業はご本人と契約してお手伝いをする制度です。そのため、契約の内容が理解できないほど判断能力が低下している方は、利用できません。本人の契約能力について判断できないときは、契約締結審査会に諮ります。

4 お手伝いの開始

契約を結んだら市町社会福祉協議会の生活支援員が支援計画のとおりにお手伝いをします。
お手伝いが始まると利用料が必要です。
※利用料については各市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

福祉サービス利用支援・
日常的金銭管理

1時間 1,200円+交通費実費
※生活保護を受けている人は
無料です。

通帳・印鑑・
公的書類等の保管

1か月につき600円
※1か月未満の期間でも
1か月分の料金です。

安心してお使いいただくために

- 契約後も定期的に専門員が訪問し、いまのお手伝いの内容でよいか相談をします。必要があれば契約の内容を変えることができます。
- お手伝いがいなくなればいつでも解約することができます。
- お手伝いのことで本人の苦情があれば、次のところに連絡してください。

市町社会福祉協議会・兵庫県社会福祉協議会・兵庫県福祉サービス運営適正化委員会※

※兵庫県福祉サービス運営適正化委員会とは…

福祉サービスを利用している人などから苦情の相談を受けます。
また、この事業が正しく運営されているかどうか監督しています。 TEL 078-242-6868